

第十六号の三様式（平20内府令47・全改、平21内府令78・旧第十六号の二様式繰下・一部改正、平22内府令40・平24内府令4・平24内府令64・平26内府令49・平27内府令38・令元内府令2・一部改正）

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）  
短期外債に係る投資法人の名称】

【発行予定期間】

【発行予定額又は発行残高の上限】(1)

【縦覧に供する場所】

\_\_\_\_\_

発行登録書

関東財務局長

年 月 日

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

この発行登録書による発行登録の効力発生  
予定日（ 年 月 日）から 年を経  
過する日（ 年 月 日）まで

\_\_\_\_\_

名称

\_\_\_\_\_

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【短期外債】

バックアップラインの設定金融機関			
バックアップラインの設定内容			
準拠法及び管轄裁判所			

第2【その他の記載事項】(2)

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日 関東財務局長に提出

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日 までに 関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日 関東財務局長に提出

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日 までに 関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日 ( 年 月 日) までに、臨時報告書を 年 月 日に 関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日 関東財務局長に提出

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日 までに 関東財務局長に提出予定

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日 関東財務局長に提出

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日 までに 関東財務局長に提出予定

6 【外国会社臨時報告書】

4 の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日 ( 年 月 日) までに、外国会社臨時報告書を 年 月 日に 関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 〃 の訂正報告書) を 年 月 日に 関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】 (3)

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。

- (1) 発行予定額又は発行残高の上限

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期外債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期外債の償還期日及び償還額を記載すること。

(2) その他の記載事項

提出者が法第5条第5項において準用する法同条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。

(3) 参照書類の補完情報

- a 参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の3第3項第2号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
- b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。
- c 法第27条において準用する法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国会社報告書及び外国会社半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国会社報告書及びその補足書類」及び「5 外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。